

高齢者日常生活用具給付のご案内

1. 給付種目について

同一の種目番号について、申請は1回のみです。

※区が作成したカタログ「高齢者日常生活用具給付事業のご案内」の中よりお選びください。

申請書に①製品名②色③製品を確認した店舗等をご記入ください。

業者より、ご自宅へ配送いたします(申請受付より2週間～3週間程度)。

※シルバーカーにつきましては、取扱い店舗にて申請書をお受け取りください。

※品物をすでに購入された場合等、遡っての現金助成はできませんので、ご注意ください。

給付種目	基準額	対象となる方	備 考
1 入浴補助用具 (各用具ごと数種類)	90,000	65歳以上の下肢が不自由な方で、介護保険認定「自立(非該当)」の方	・入浴用いす ・入浴台 ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・すのこ
2 シルバーカー (11機種)	35,100	65歳以上の下肢の不自由な方で、シルバーカーを使用することにより、歩行の安定をはかれる方	ご本人が現物を取扱い店舗で試してから申請してください
3 電磁調理器 (2種類)	45,400	65歳以上で認知機能の低下があり、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方	電磁調理器の申請には必ず本人以外の受取立会人が必要になります 電磁調理器と併せて、電磁調理器対応器具も申請いただけます
4 マットレス (4種類)	60,000	65歳以上で、社会福祉協議会の貸与する介護用電動リサイクルベッドを利用する要介護1以下の方	

2. 自己負担金について

①基準額(基準額を下回った場合は、その額)の10%が自己負担金となります。

90%は区が後日、業者に支払います。

※生活保護受給中の方は、自己負担金は免除

※入浴補助用具は10%、もしくは所得の応じて20～30%が自己負担となります。

②基準額を上回った額は、全額自己負担になります(生活保護受給中の方も同様)。

③自己負担金は、納品時に、現金で業者へお支払いください。

3. 申請者のご都合による、納品後の返品・交換はお受けできません。

4. 修理等につきましては、自己負担でお願いいたします。

江東区介護保険課在宅支援係

☎ 3647-4319(直)